

# 危機管理マニュアル・事故報告等について

## 危機管理マニュアルの掲載及び事故等の県への報告について

利用者の安心、安全を確保するため、危機管理の未然防止及び事件・事故が発生した場合の対応をまとめた「危機管理マニュアル」をホームページで公開しています。また、県へ報告すべき事件・事故の範囲をマニュアル内で明示していますので、適切に御対応ください。

(1) マニュアル掲載場所：<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0605/tyuuikanki/index.html>

### (2) 県への報告先

|                        |                                  |
|------------------------|----------------------------------|
| 県福祉事務所                 | 障害児（者）入所施設、障害者通所事業所、児童発達支援センター   |
| 県障害者支援課<br>施設整備・法人指導担当 | グループホーム                          |
| 県障害者支援課<br>地域生活支援担当    | 児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所、居宅介護等事業所 |

### (3) 参考（県へ報告の多い事故報告の種類）

誤薬、利用者の怪我・裂傷、インフルエンザなどのウイルス感染※、入所者の死亡届、離接・無断外出 など

※感染症は、10人以上又は事業所の半数以上が感染した場合、県へ事故報告書を提出

# 障害者虐待について

## 1 障害者福祉施設等の虐待防止と対応について

障害者虐待防止法において、障害者福祉施設等職員などは虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待の早期発見に努めることとされている。

### (1) 施設等による虐待防止のための取組

- ・虐待防止に係る研修実施
- ・虐待防止委員会の設置
- ・虐待防止の担当者の配置
- ・苦情処理体制の整備
- ・その他（管理者による日常的な支援場面等の把握、関係機関との連携協力体制の構築など）

### (2) 虐待が疑われる事案があった場合の対応（※市町村による虐待認定時は、県へ事故報告書を提出）

- ・虐待を受けた可能性のある利用者の援護市町村への通報
- ・虐待を受けた障害者や家族への対応
- ・原因の分析と再発の防止 等

## 2 県内の障害者虐待の状況について

### (1) 虐待の件数

#### ア 通報届出件数

|                   | R4  | R5    | R6    |
|-------------------|-----|-------|-------|
| 虐待通報届出件数<br>(①+②) | 837 | 1,075 | 1,045 |
| ①施設職員等による虐待       | 200 | 249   | 267   |
| ②養護者による虐待         | 637 | 826   | 778   |

#### イ 認定件数

|                 | R4  | R5  | R6  |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 虐待認定件数<br>(①+②) | 151 | 154 | 163 |
| ①施設職員等による虐待     | 36  | 46  | 60  |
| ②養護者による虐待       | 115 | 108 | 103 |

### (2) 認定された障害者福祉施設

#### 従事者等による虐待内訳

##### ア 施設の内訳

|        | R4 | R5 | R6 |            | R4 | R5 | R6 |
|--------|----|----|----|------------|----|----|----|
| 施設入所支援 | 4  | 7  | 11 | 就労移行支援     | 1  | 3  | 1  |
| 居宅介護   | 1  | 2  | 1  | 就労継続支援A型   | 2  |    | 1  |
| 重度訪問介護 | 1  |    |    | 就労継続支援B型   | 3  | 3  | 3  |
| 行動援護   |    |    | 1  | 共同生活援助     | 16 | 14 | 29 |
| 療養介護   |    | 1  |    | 特定相談支援     |    | 1  |    |
| 生活介護   | 5  | 6  | 6  | 移動支援       |    |    |    |
| 短期入所   |    | 2  | 3  | 児童発達支援     | 1  | 4  | 1  |
| 自立訓練   |    |    |    | 放課後等デイサービス | 2  | 3  | 3  |

# 障害者虐待について

## イ 虐待行為の種類

|              | R4 | R5 | R6 |
|--------------|----|----|----|
| 身体的虐待        | 20 | 24 | 33 |
| 性的虐待         | 4  | 8  | 7  |
| 心理的虐待        | 18 | 21 | 30 |
| 放棄、放置(ネグレクト) | 2  | 2  | 4  |
| 経済的虐待        |    | 5  | 4  |

・ 1件で複数の種類の虐待が行われた場合もあるため重複回答

## 3 県の取組について

### (1) 研修の実施

虐待の未然防止及び虐待が発生した際に早期発見・迅速な対応ができるよう、市町村職員及び障害者福祉施設を対象に障害者虐待防止・権利擁護研修を実施している。

\* 行政コース・管理者コース 各1回/年 \* 動画配信

### (2) 障害者権利擁護センターの設置

県社会福祉協議会に障害者権利擁護センターを設置し、使用者による虐待に関する通報又は届出の受理、障害者虐待に関する相談に応じるとともに、障害者虐待防止に関する啓発・広報を行っている。

### (3) 虐待通報ダイヤルの設置

埼玉県虐待通報ダイヤル（＃7171）を設置し、児童・高齢者・障害者への虐待の通報や相談等を24時間365日受け付け、対応している

# 令和7年度行政処分の実施状況について

県では、人員基準違反、運営基準違反、人格尊重義務違反、不正請求及び不正な手段による指定などがあつた場合、障害者総合支援法第50条第1項に基づき指定の取り消し、全部若しくは一部効力停止など行政処分を実施する。

## 事例1 障害者支援施設の指定の一部効力停止処分について

- (1) 施設名  
視覚障害者支援センター熊谷（施設入所30人、生活介護24人、自立訓練12人）
- (2) 処分内容  
新規利用者の受入停止3か月
- (3) 処分理由  
前施設長による利用者2人からの現金の窃取（約275万円）は、経済的虐待であり、障害者総合支援法の人格尊重義務違反及び著しく不当な行為に該当（前施設長が全額返還済）
- (4) 処分年月日  
令和7年 7月30日

## 事例2 障害福祉サービス事業者の指定の一部効力停止処分について

- (1) 事業所名  
AMANEKU朝霞溝沼（共同生活援助20人、短期入所2人）
- (2) 処分内容  
新規利用者の受入停止3か月
- (3) 処分理由  
前管理者が利用者2人から現金の着服（約1,148万円）を行っていたことは、経済的虐待であり、人格尊重義務違反及び著しく不当な行為に該当（法人から全額返還済）
- (4) 処分年月日  
令和7年12月18日